

平成29年度第7回  
東京都私立学校審議会（第769回）

平成29年11月22日（水）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第7回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案のうち認可に関する議案の審議は非公開となります。

初めに、事務局より、外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規の一部改正について説明がございます。

お願いします。

○私学行政課長 それでは、外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規の一部改正についてご説明いたします。

本件については、第一部会においてご意見をいただき、ご了承をいただいておりますが、改めて本会でご説明をさせていただくものでございます。

お手元の資料をごらんください。

この内規は、いわゆるインターナショナルスクール等の基準を定めたものですが、最初に、現在の状況についてご説明いたします。

インターナショナルスクールについては、平成28年1月に各種学校の認可に係る基準とは別に、外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規を新設し、特定の学校のみ基準を緩和しております。この緩和の対象となる特定の学校とは、都市再生緊急整備地域が所在する特別区内に新規に設置または定員増を伴い位置変更を行う学校で、かつ国際バカロレアなど海外の認証機関からの認証等を受けている学校のことを指します。

緩和の内容は、校地・校舎を借用する場合に、校地・校舎の借用期間、保有すべき運用資金を従来の半分とするものです。

今回、検討している変更は、この緩和の対象地域を都市再生緊急整備地域が所在する特別区内から、23区全てに拡大するというものです。

対象地域を拡大する理由ですが、2番の「基準緩和（特例）対象地域の拡大」をごらんください。東京都では、現在、国家戦略特区制度等の活用による国際金融都市の実現・外国企業誘致の加速化を推進しております。企業誘致のためには、外国人が暮らしやすい環境の整備を促進することが不可欠なため、生活環境整備の一環として、その子弟が通うインターナショナルスクール等について、より一層の設置促進を図る必要があるため、現在、運営しているインターナショナルスクールなどにアンケートを行うなどして、対応策を検討してまいりました。

その結果、基準の緩和については平成28年1月に行っておりますが、さらなる設置促進を図るため、その緩和対象となる地域を都市再生緊急整備地域に通学可能な範囲まで拡大したいと考えております。

具体的には、2番の2つ目の丸にありますように、安全面等から居住地付近の学校に通うことが多い外国人子弟でも、車で45分程度の距離であれば通学範囲であるという声を踏まえ、現在、対象となっている特別区10区との位置関係を考え、23区全てを緩和対象地域とするものです。

資料の2、3ページに内規新設時の資料、4ページに新旧対照表、5ページ以降に改正案を添付しておりますので、こちらをご参照いただければと存じます。

なお、本内規の一部改正については、今後、事案決定手続等を行い、平成30年1月をめどに施行したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本案件につきましては、ただいま説明のありましたとおり進めていただければと思います。

それでは、認可に関する議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります3件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成29年11月22日付、東京都知事名

記、1、大泉双葉幼稚園の廃止認可について（練馬区）外2件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件3件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号～議案第4号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人木下学園の寄附行為認可及びカナン国際教育学院の設置認可についてでございます。本案件につきましては、部会調査をお願いしていただいたので、第一部会の千葉委員から、調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人木下学園の寄附行為認可及びカナン国際教育学院の設置認可についてでございます。

平成29年10月31日に、三宅主査及び東京都私学部の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人木下学園設立代表者から、学校法人設立及び学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足してまいりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校法人化に当たり、私立学校法等の関係法令を遵守するとともに、寄附行為に基づく適切な法人運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び

教育活動を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、質の高い生徒の確保及び管理を適切かつ着実にを行い、安定した学校の経営及び運営を行っていただきたいこと。

4つ目は、これまでも日本語教育を行ってきた経験を生かし、日本の文化を紹介するなど、より一層、教育の質を高めるとともに、教育環境の向上に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、新たに学校法人を設立し、日本語教育を目的とする各種学校を設置するものです。

学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により、基準を満たす校舎があることから、一段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明をいたします。

初めに、学校法人木下学園の寄附行為認可についてご説明いたします。議案第1号、学校法人木下学園設立要項をごらんください。

法人の目的は、要項3に記載のとおり「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校を設置し、学校教育を行い、国際社会の発展に寄与することができる人材を育成することを目的とする」です。

名称は、学校法人木下学園で、事務所の所在地は要項2に記載のとおりです。

設置する学校名は、カナン国際教育学院です。

理事につきましては、理事のうち2名が兄弟である以外は、3親等以内の親族または配偶者は含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7及び8に記載のとおり、学校法人の設立要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、カナン国際教育学院設置要項をごらんください。

学校の目的は、要項 1 に記載のとおり「本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本語運用能力に優れた生徒を育成し、もって日本国及び外国人の祖国の発展に寄与することを目的とする」です。

学校の名称及び位置は、要項 2～3 に記載のとおりです。

開設の時期は、平成30年 4 月 1 日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項 5 に記載のとおりです。

設置者は学校法人木下学園で、設立代表者は木下沢威氏、校長は木下裕氏を予定しております。

学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項 8 に記載のとおり、第一部に入学定員 40 名の進学 2 年コース、入学定員 20 名の進学 1 年 9 カ月コース及び進学 1 年 6 カ月コース、入学定員 8 名及び 7 名の進学 1 年 3 カ月コースを設置し、第二部に入学定員 20 名の進学 2 年コース、入学定員 10 名の進学 1 年 9 カ月コース、入学定員 40 名の進学 1 年 6 カ月コース、入学定員 20 名の進学 1 年コースを設置します。総定員は 335 名です。

主要教科名は、要項 9 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項 10～13 に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項 14 及び 15 に記載のとおりです。

以上で、議案第 1 号及び議案第 2 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○町山委員 不勉強で教えていただきたいのですが、この木下学園設立のカナン国際教育学院が設置されると、私立幼稚園の場合、経常費補助金を東京都から助成していただいておりますが、このカナン国際教育学院にはそのようなものがあるのでしょうか。

○私学行政課長 各種学校ですので、経常費補助はございません。

○町山委員 そうしますと、千葉先生から、従前、日本語教育をしていたというご説明があったと思いますが、確かに学校法人を設立して、設立を株式会社から変えるというのはよろしいことかと思いますが、そのほかの目的というのはなかったのでしょうか。

○議案担当者 法人からは、生徒募集の際に学校法人であることをもって、生徒募集に役立てたいと聞いております。

○近藤会長 よろしいですか。

○町山委員 はい。

○近藤会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号は、幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、大泉双葉幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児の減少に伴い、運営が困難となったため廃止するものでございます。

設置者は永井文子氏、園長は永井正子氏でございます。

園児の処置でございますが、平成28年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、平成28年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第4号は、高等学校の通信課程に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

これは、学校法人北豊島学園が設置しております北豊島高等学校の広域の通信制過程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1～5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。選抜方法の充実・改善及び教育の質の向上を図るため生徒納付金を改定いたします。

変更の時期は、要項7にあるように平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8をごらんください。学則第31条に定める生徒納付金のうち、選抜料、授業料及び聴講料を改定いたします。スクーリングの回数が異なる2つのコースがあり、週1回のスクーリングを基本とするのがスタンダードコース、週2回のスクーリングを基本とするのがオリジナルコースとなっています。

選抜料について、スタンダードコースは6,000円から1万円に、オリジナルコースは1万円から1万5,000円に変更いたします。

1単位当たりの授業料について、スタンダードコースは7,000円から9,000円に、オリジナルコースは1万1,000円から1万5,000円に変更いたします。

科目選科生が支払う1単位当たりの聴講料については、当該生徒を受け入れるスタンダードコースの1単位当たりの授業料と同額にし、7,000円から9,000円に変更いたします。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

願います。

○町山委員 ちょっと確認なのですが、学則変更で、この当審議会にかかるということは、

東京都広域の通信制で、東京都そのほかにも及ぶということで、ここで審議されていると理解してよろしいのでしょうか。

例えば、私立幼稚園の場合は区市が窓口になって認可をされると記憶しています。

○議案担当者 本審議会で答申を受けまして、学則の変更認可がされた暁には、通信教育の実施区域全てにこちらの学則が適用されることとなります。

○町山委員 つまり、いろいろな地域に行くので、東京都私立学校審議会で審議するということですね。

○議案担当者 そうです。

○近藤会長 広域ということで、東京、千葉、埼玉、神奈川、茨城ということですね。そういう理解でよろしいですね。

○議案担当者 はい。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第5号は、専修学校の設置認可に係る計画承認でございます。

議案第5号は、第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、12月の開催日は、18日月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時25分閉会